

昭和二十二年二月十二日

人口問題審議會第九回總會議事速記錄

於 郵 政 會 館

人口問題審議會第九回總會編事速記録

昭和二十二年二月十二日

人口問題審議會

人口問題審議會第九回總會編事速記録

昭和二十二年二月十二日(火)

人口問題審議會第九回總會議事速記録

昭和三十三年二月十二日(火)

於 郵 政 會 館

一 開 會 午後一時二十三分

一 議 事

一 閉 會 午後三時三十五分

出席者 (五十音順)

委 員

飯 沼 一 省 上 野 幸 七 (代)

小 畑 惟 清 水 村 忠 二 郎 (代)

斉 藤 春 澤 田 節 藏

滝 田 実 田 中 栄 一 (代)

永 井 亨 那 須 皓

西島芳二

林 惠 海

村瀬直養

村田省蔵(代)

諸井貫一(代)

専門委員

稻葉秀三

北岡奔逸

三原信一

美濃口 耕次郎

古屋芳雄

黒木利克

本多龍雄

幹事

磯野太郎(代)

谷村 裕(代)

山田真澄

橋本寿三男

松岡 亮(代)

中野 正一(代)

村上茂利(代)

参 考 人

農 林 省

橋

調 査

官

(官房企画室)

弁 務 省

村

上

総 務 課 長

(官 房)

之 他

厚 生 大 臣

人口調査委員会報告書

昭和三十三年二月十二日

人口問題審議会総会速記録

午後一時二十三分 開議

○永井会長 大へんお符ませいたしました。これより開会いたします。あいにく下村会長が昨日以来病気になられまして、御出席になれませんから、私がかわって座長を務めさせていただきます。

今日はこの前総会の席上で申し上げた通り、人口問題研究会の依りました原案は、潜在失業の現状分析の方をつまびらかにいたしまして、対策の方は具体的にあまり詳しく述べてありません。ついては各省の関係当局の方々のお話を伺って、その上でここで案をまとめていただくということで、今日はとりあえず労務省、通産省、農林省の三省の関係当局の方に来ていただきました。なお月末か来月早々、あとの建設省、経済企画庁、それと文部省の方において願う運びになっております。今日は時間もありませんので、各省の御説明を大体お一人三、四十分お

話し願って、あと十分か二十分で御質問を願ひ、おそくとも四時ごろまでには閉
会したいと思ひます。どうぞ労竹省の方から御意見を聞かしていただきます。

○村上労竹省総務課長 労竹省大臣官房の総務課長であります。

実は今会長からお話がございましたが、いかような御意見を述べさしていただい
たらいいのか、その考え方の基礎になる態度がよくわからないものですから、あ
るいは的はずれの意見になるかと思ひますが、実は私ども三委員ばかりこの決議の
案文を拜見しまして考えておるのであります。

一つは、決議の内容は現状分析とそれから対策になつております。今会長から
御指摘がございましたように、その対策は必ずしも明確ではございません。しか
し簡単にではございませんが、最低賃金の問題とか、あるいは失業対策なり社会保
障の問題、その他いろいろ触れておりますが、それは何をねらいとするのか、内
閣に対して、そういうことを早急に実施しろということ、あるいは労竹省なり
厚生省に至急やれと、こういう意味の、いわゆる審議会が当局に対して具体的に

行政措置を要望するという趣旨のものであるかどうかという点について、私ども
つまびらかにいたしておりませんので、申し上げることが的はずれになるかと存
じますが、実は労働省から申し上げますと、たとえば最低賃金などの問題につき
ましては、その重要性を認めておりますし、潜在失業の問題にも関連するという
ことは認識はいたしております。ただいわゆる行政としてこれを処理する場合に
非常な複雑な問題があり、困難な問題があるということも考えざるを得ない。こ
ういうことからいたしまして、実は労働問題懇談会という協議決定の機関が労働
省にございますので、そこに最低賃金問題についてのいろいろな御意見を伺って
おる。こういうような段階でございます。近く最低賃金問題についての考え方が
答申されると思えますが、一方においてはそういう問題の取扱いがなされており
ますときに、こちらの方から労働基準法に基く最低賃金を実施せよ、こういう決
議が出て参りますと、それが行政機関に対してどのような働きかけを拵つのか、
私どもつまびらかにいたしませんけれども、労働省としては、一方においては労

労働種懇談会において、問題の非常に専門的な御検討を願つておる。一方においては、こちらの方から労働基準法に基く最低賃金を実施せよという、きわめて具体的な方法を明示された内容のものを示されるということになりますと、率直に申しまして多少困惑をいたす面があるのでございます。もちろん審議会の決議がございしましたならば、労働道といたしましても十分その趣旨に従ひまして、その実現を期するように努力いたしたいとは存じますが、一方においてはそういう別な勝負で問題を取り扱つておる。実は多少そういう実が、どういふふう処理していかねどもよくわからぬ。こういうことでもございますので、そういう実について御考慮いたされたならば幸いである。かように存じております。

それからオニ矣でございますか。これは非常にこまかい點で恐縮でございますが、失業対策につきまして、失業対策事業について全く生産性のない事業ということ、いろいろな改善方法を明示されておりますが、失業対策事業そのものについていろいろ御批判をいたされておりますことは、私どもは非常に感謝しておる

のでございますが、ただ基本的な考えとしては、失業対策事業などはないのにこしたことはないものでありまして、いろいろな事情からして、失業対策事業というああいう事業が国の施策として行われておる、非常に生産的な効果が低い、こういう非難もございますので、実は失業対策事業の建設的効果の増大ということを、ここ数年来非常に心がけておりまして、同じ失業対策事業ではあります、特別失業対策事業という、ほとんど公共事業と変らないような事業をできるだけ拡大しよう、こういう意図を持ちまして、生産的、建設的効果を拡大しておるのでございます。そのような状況にございますし、非なる矣は非であるという矣は私どもも自覚いたしましたして、改善をいたしておるのでございますが、全く非生産的である、こういうお言葉をちようだいしておるのでございますが、これは弁解ではございませんので、項内の一針ではありませうが、しかし行政として、それを実現するにはおのずから段階があり、順序がある、こういうふうに私ども考えておりますので、そういうた矣もお含みおき下すつたらどうか、かように存じて

おります。

それから才三番目ですが、実は潜在失業問題の取扱い方でございます。この前の
の会で山中先生からも御指摘ありましたように、潜在失業という言葉の定義に
ついて学説が区々に分れております。その問題を取り上げて、潜在失業者が六百
万ないし七百万というふうな数字を明確にされますと、そこに一つの問題があり
はしないか。これは数字をあげずに議論なさる場合には、それは学説の相違です
からなんでもございしますが、六百万が妥当か、七百万が妥当かということになると
問題があります。か、内閣に置かれております失業対策懇談会におき
ましては、失業対策、雇用対策という面から失業、特に潜在失業の問題も合せて
検討なすったことがございますが、そのときには労働時間——働く労働時間のみに
ならず、所得状態等をも勘案されまして、それぞれ厳密な前提条件のもとに、そ
の数字を約六百万ないし七百万というふうに出されたのでございますが、それは
一定の条件付の数字でございします。実はこの資料の奥の奥に横たわつておるいろ

10
いろいろな条件というものを私ども承知いたしておりますが、具体的に数字をお示しいただく場合には、相当条件をしぼっていたかなくては、いろいろ問題が生ずるのではなからうかと思つたのでございます。その数字がいろいろな条件のもとに明確にされたとしても、次の段階として、それは一体政策なりあるいは行政措置として、いかにそれを処理するかという問題になりますと、それは一面的には参りません。これは決議で御指摘になっておりますように、総合対策が必要でございまして、その総合対策の取扱い方にしても、総合経済政策という面から問題を処理していくか、あるいは最低賃金という非常に具体的な、部分的な面から問題を掘り起していくかという事で、いろいろ問題があると思つた。そういう具體的施策なりポリシーを考へるに當つても、根底になるのはその数字でございまして、それがいかなる条件付の数字であるかということがかなり問題であると思つた。そういう事から、実は私ども直接仕事をさせていたたく側から申しますと、そういう事についてかなり正確なる——不正確とは申しませんが、条件をしぼつ

ての数字としてお取り扱いたいことが願わしいのではないか、かように考え
ております。

非常に関連のない、はらばらなことを申し上げましたが、要約しまして以上三
点、私どもとしては考えておる次第でございます。

○永井会長 今日通産省の関係当局の方が急に御用ができて、どうしてもおいでに
なれないので、労働省と農林省の二省の方のお話を伺うほかはないのであります。
そのために時間も余裕ができませんでした。一つ労働省の方からお話をまとめて、次に
農林省に移りたいと思います。御自由を御自由に願います。

○北岡専門委員 ちよつと労働省の方に伺いたいのであります。今考えておる最低
賃金——労働基準法の最低賃金を考えておるのであります。その方針でござい
ますね。私ども、古いのであります。社会保障の考え方によりますと、最低賃
金というのは、やはりそれだけ賃金を上げ得るのだ。事業の生産能率を上げると
か、むしろは利益を多少減らすとか、その他諸般の事情によって需要を増すとか、

二二
そういうことで賃金を上げるのだ、こういう考えで最低賃金を定めるのが原則と
考えておる、ところがこの案では賃金の低いのは失業に落ちるのだということ、そ
れが目的じゃないでしょうけれど、その方がいいのだ、こういう考えなのです
が、労働省の現在考えている方法は最低賃金を施行する場合に失業者を出さない
というのか、どの程度までは失業やむを得ずとお考えですか、その最低賃金制定
のリーディング・プリンシプル、標準と申しますか、そういう点を伺いたいのです
が。

○村上労働省総務課長 最低賃金の考え方でございますが、これは北岡先生十分御承
知のことでございますが、いかなる目的で最低賃金を実施するかということ、
これは各国とも多少相違がございます、いわゆる苦汗労働の廃止あるいは絶滅
という観点から最低賃金を考えるところもございまして、あるいは一つの経済目
的、たとえばアメリカにおける最低賃金のごとく、有効需要の喚起の手段という
副次的目的もあって、そういう経済的な効果もねらって最低賃金というものを考

える。こういう立場もありましようし、あるいは労使関係の安定ということからして、一つの調整機能としての最低賃金を考える場合もあるかと思います。実はこの最低賃金をわが国で特に現在、労竹問題懇談会でいろいろ御論議願ってあるのでございしますが、それは率直に申しまして、どういふ観点からこの問題を考えているかということとは明確に申ししておりません、ただ事務的に考えておりますのは、一つには労竹者の保護、特に中小企業などいわゆる低賃金労竹者の保護、これは当然のことであるが、かたかた中小企業における正当競争を防止する、ひいては産業の健全な発展に寄与する、こういうような観点を合せて、問題を考えさせていただいておるわけでありまして、従いまして、今失業者が出ることを予期しておるのかどうかということでもございしますが、これは労竹者としての公式見解とまではちよつと申しづらいのでありますが、現任私どもが考えておる最低賃金問題というのは、特に中小企業における低賃金労竹者の保護という面と、中小企業の正当競争防止という面を考えておりますので、失業者が出るような最低賃

金ということは、ちよつとそういうことを考えておるといふことは私ども申し上げられない、かように思うのでございます。実はこの決議案を拜見しまして、あいう形で最低賃金を実施したならばどうなるかといふことでございます。ちよつと案文を見まして、全体としての私どもの感じでございますが、相当計画化されを経済態勢なり経済組織のもとで行うのでありましたならばよろしいかと思ひますが、この内容に示された最低賃金を実施した場合には、相当な大なたがふられることになつて、ある程度の中小企業の整理といふことも招来するのではなからうか。そういうことまで予測しての最低賃金制の実施といふことを言つておられるのではなからうかといふような感じがいたしたのでございますが、回りくどいお答えで恐縮ですが、失業者を出すといふ形における最低賃金の実施といふ事は私どもは考えておらぬのでございます。

○永井会長 稲葉さん一つ御質問を願いたいのでございますが、

○稲葉専門委員 十分私吟味をして申し上げることができませんけれども、今御報告

になりました。又について、まず最低賃金の問題でございますけれども、私も実は
労働問題懇談会の最低賃金の小委員をいたしております。ここにおいでになる
滝田さんもその委員でございますが、今政府としてどういったような案をとつて
もらいたいのか、こういう案を論議をしております。その過程に現われました。こ
の決議にも若干関係する問題でございますけれども、いろいろな問題点について
御報告と私の意見を申し述べたいと思ひます。

実は労働省の考え方は、一律的な最低賃金制度は時期尚早である、それからま
た何らかの形において法的にブツシテする、たとえばここにもございますけれど
も、家内労働法みたいなものを依つて、だんだん包括的に攻めていくというよう
なことについても時期尚早である、そこで業種的に行われている業者協定による
最低賃金制度、これをできるだけ育てていって、それを法的な案に持っていく。
こういった考え方が現実的で合理的ではなからうか。こういったような考え方の
ように思ふのであります。実は労働問題懇談会の最低賃金の小委員会では、中立

の委員のほかは労働組合側の委員と経営者側の委員も出られまして、この問題を
四回にわたって審議をして一応の共通点に到達したのであります。まだ最後の
には実はきまつていないので、この点あとで滝田さんから御補足を願いたいと思
いますけれども、一応まとまろうとしております。報はまずそういつたような線を
政府が進めていくことはよろしい。しかしそれと同時に最低賃金については、
年くらい前ですが、特別の審議会もでき委員会もできて、そして四業種について
いろいろ報告も出ておる。従って賃金審議会において、これをひとつ進めていく
ということに対して積極的な措置を講ずべきではないか、これをもつと法例化し
ていく、こういうたようなことをとるべきではないか、それから才三氏は、ただ
業者協定を結ばせていくということだけでは、果してそれがうまくいくかどうか
わからないので、やはり基準局も、そういつたことに対して積極的に参加する、
あるいは業者協定の内容にわたって、労働者側の意見を聞いてくる、そういつた
ような情報もできるだけ中央に入れて、そして進めていく、こういうたような形

でややあまいまいということになるのだらうと思つたのですけれど、そういう線
で一応まとまるのではないかと思ひます。従いまして労働省の総務課長さんのお
つしやつたように、理論的な見地に立つた最低賃金法とか、あるいはここの答申
にも現われておりますように、もう少し国民経済、潜在失業、こういったような
ものを考えての対策というのは考慮には値するけれど、直ちに現状の問題とし
ては登場してこないのではないか、こういうふうなのが現実だと考えます。これ
に対しまして、小委員の一人として私が述べさしていただいた意見を簡単に御報
告申し上げますとそれでもいいのですけれど、もう少しやはりこの問題は経済
的な情勢も変つたから、より一歩を進めていく必要があるのではないか、たとえ
はその一つは、この報告書にもございますように、表面的には雇用は増大してい
るけれども、賃金格差というものはだんだん大きくなりつつある、今後もそうい
つたようなことになりますと、労働の量の対策だけではなくして質の対策といつ
たものも考慮しなければならぬ時期に示しているのではないか、そうなりますと、

むしろ社会保険政策と相関をして、一律まではいかなくても、もう少し強い態度
でこの問題を取り扱い、そして産業の公平な条件を確保する。こういつたことは
経済的にも今後の日本としては可能ではないか。

それからオニ点として私の申し上げたい点は、それは業者協定ですから、直ちに
に政府がそこに介入することはできないかもしれない。また一律最低賃金で、最
低幾らということを経営がきめるということも確かに時期尚早だと思えますけれ
ども、むしろこういつたことをむつと地方の中小工業とか輸出産業に広範にやる
べし、やつた協定については、ある程度これを政府が確認するとか保証するとか、
こういつたようなところまでの法的措置、行政措置はとつてもどうだろうか。

オニに私の考えておりますのは、むしろこの際家内労働法的なものを全体的で
なくとも局所的に存つていく、こういつたことをやつてもいいような経営条件に
きているのではないか。これはなかなかむずかしい問題でございませうけれども、
そういつたようなあり方の方が、日本としては現実的にも実現可能ではないか。

こういふふうなことを私個人は考えもし、申し上げておりません。しかしそれが国の施策あるいは行政の内容として、どの程度取り上げられるかどうかということばかりではありません。私の考え方の方が、百パーセントではございませんけれども、この決議にやや近いのではないか。こういふふうに感ずる次第であります。

もう一つ課長さんのおつしやったことの中で、非生産的な失業対策、公共事業ということでございますが、確かに国の公共事業はもつと改善をされなければならぬ矣もありませんし、その生産的な面と雇用吸収の面と、両方を結び合せていかなければならないという矣がある。現実にとられております政策が十分でないという矣はありますのですけれども、私のこれに対します意見は多少審議会の意見、この決議になろうとするものと違ふのですけれども、私どもがずっと今まで、公共事業の中の労働費と資材費の内訳を計算して参りますと、案外資材費というものが大きな比率を占めております。従いまして、やや生産的な対策事業になりますと、案外失業者をたくさん吸収することはできない。こういふふうに感ずるの

で、むしろ、失業対策審議会でもその問題が起つたのですけれども、労力を主としてやるような事業、たとえば道路なり道路について、ある箇所はむしろそう機械化しないで人を雇っていくというような形のものにするか、あるいはむしろ生産的な面から見て、多少失業者の数が減りなくても、早く事業ができて、その効果から人が救済できるようにするか、この二つの面をやや形式的になりますけれども割り切っていたら、それから一つ一つの事業についての程度人が吸収でき、地域別にどうなるかというようなことはつきり測定をする。こういうふうなことをやはり具体的に労働省に私どもはやっていただきたい。その裏は資料も大ぶそろつているのですけれども、進んでいるとはいえないし、また現在の公共事業の金の出し方、効果については、非常に批判をさるべき裏があろうと思えます。だから全部が全部非生産的だったとは申しませんが、やはり雇用の問題と資材の問題と経済効果といったようなことを考えた公共事業計画はそうたくさん行われているとは思えない。こういう裏がいただけるのではないかと思ひます。い

ろいろほかに申し上げたいことわありますが、これだけ申し上げておきます。

○永井会長　ありがとうございます。労働省の御見解も伺いたいのでありますが、

厚生大臣が国会中お忙がしい中をおいでになりましたから、大臣のごあいさつを伺います。

○神田厚生大臣　ちようど国会の閉会中のごさいまして、予算審議の最中のごさいま

すので、大へんおくれて参りまして、またごあいさつ申し上げてすぐ帰らなくちゃならないのではなはだ恐縮でございしますが、お許し願ひましてごあいさつさせていただきます。

本日ここに人口問題審議会や九回総会を閉催されるに当りましてごあいさつを申し上げる機会を得ましたことを非常に喜びといたします。顧みますれば昭和二十八年十一月、本審議会が発足いたしました以来、終始御熱心な御討議によりまして、人口の量的調整及び人口の収容力に關する決議等、有効適切なる御決議をいただきました。人口問題解決の基本施策樹立のための方針を得ましたことを厚

くお礼を申し上げます。

私は本審議会才九回総会の開催に当りまして、かくも充実した各界有志のお顔ぶれに接しまして、本審議会の今後の活動に多大の期待を抱くものでございます。わが国人口過剰の圧力が政治、経済、社会の各方面に及ぼしておる影響はきわめて大きいものがあるのであります。前回の総会より議題となつております潜在失業対策は差し迫つた当面緊急の対策であり、今後これら問題の具体的施策の確立をはかることは、自立日本の緊要事の一つであると信ずるものであります。各位におかれましては、本審議会において、積極的な御意見の御開陳あらんことを希望するのであります。政府といたしましても、本審議会の御意見等は十分尊重した上で、本問題解決のため一途と努力いたす所存でございます。どうか人口問題解決のための一途の御協力を賜われますよう切望いたしてやみません。まことに簡単でございますがごあいさつといたします。どうか皆様よろしくお願いいたします。

○永井会長　ただいまの稲葉さんの御意見に対して、労働省の御見解を聞かしていただきましうか。

○村上労働省総務課長　稲葉先生よく事情を存じておられますので、私申し上げるのはいかがかと思いますが、御指摘のような点は確かにあるかと存じます。ただ私ども法律による最低賃金制度を希求しておるものではございませんので、ただ法律による最低賃金制度を実施する場合には法律的強制力が伴います。従いましてその法の形式と申しますか、法と現実が常時背反します場合には、その法が法として現実的、具体的に適用されることが非常に困難になるということを考えざるを得ないかでありまして、特にその最低賃金制度が法律通り実施されておるかどうかということも監督しなければいけないという監督面のことを考えますと、相手が特に中小企業ですからなかなか大へんでございます。現在の監督機構をもつてしては、かりに法律による最低賃金を実施しましても、その実施状況を監督するのはなかなか困難であります。こういう問題もございまして、勇い発言が元気が

二四
なくなるという傾向があるかと思ひます。しかし法律によるところの最低賃金というものが、いわゆる最低賃金制度の本格的なものであるということは十分承知しておるのでございます。ただ法律に基く制度として実施して参ります場合には、そういった将来実効を確保するための監督措置といったものをどうしても考慮せざるを得ないのではないかと考えております。

また家内労働法についての御指摘もございましたし、この決議にもある通り、家内労働法の必要性については相当認識しておるのでございますが、ただ法律制定ということになりますと、一体家内労働の実態がどうなつておるかということ、それからそれを規律する場合にどのような内容のものであるべきか、オ三にはかりに実施するにしては、最低賃金法の問題もありますから、一体最低賃金法の前に行ふべきか、あとにやるべきか、同時にやるべきかといったような、いろいろの問題があるかと存じます。まことに何でございますが、実態把握が非常に困難であるということがまずオ一の問題でございます。かりに法律によつてやるとした

ら、ただいま申し上げましたような点があるわけでございます。大筋としては家内労働法の制定という方向、これはもう否定すべくもないというふうに私も考えております。

○稲葉専門委員　もう一つこの決議とも非常に関連をするので、今課長さんのおっしゃったこととも関連するのですけれども、実は賃金格差が、表面的な雇用の増大にもかかわらず増大をしている。そして私どもも、そのほかの通産省の委員会、あるいは農林省の委員会にも関係をするのですけれども、なるほど失業をしていゝるよりも、安い賃金であつても雇用されるということの方が大きいということには認めるわけがあります。ところがやや誇大に申し上げますと、最近経済情勢が変つたために、賃金格差が将来の経済発展にとってややマイナスになりつつあるというところも、全般的ではないけれども局部的に出てくるのではないかというふうに感じられるわけがあります。一例を申し上げますと、私派年表、織維設備の制限問題で通産省のお仕事に委員として参加をしたことがございます。また今度は

蚕糸業の再編成の問題について、若干お手伝いをしてあるのでございませうけれど
 も、蚕糸について申し上げますと、いわゆる座繰りの方が安い賃金で、それこそ
 昔の苦汗勞竹みたいな形をやるために、結局糸の値段がフラクテュエートする、
 そちらの方へ基準法の手が及ばない、こういうたことのために、まさに、大製糸、
 中製糸、特にまじめな勞竹条件を守ろうとしておるところの方が、かえって存立
 しにくいという状態が起つて参つた、それほど勞竹基準法の違反が四十万件とか
 五十万件、実際にはそれ以上あると思つてすけれど、五年前、十年前であれ
 ば、それはある程度しようがなかつたのかもしれませんけれど、ここまで日本
 の経済が大きくなり、正常化した場合は、むしろ基準法違反、あるいは安い賃金
 でやつておられる、ここにも山梨の例が載つておりますけれど、そういうよう
 な形が存続されてよいかどうか、こういう点が一つ起つてきておると思ひます。
 これは単に繊維産業だけでなく、他の産業にもたくさんあります。

才二に、最近日本の雜貨製品がたくさん外国に輸出をされております、しかし

その中には、たとえばほとんど工場も持たず、そしてむしろ税金も払わず、内職的にいろいろ部品を作らすということ、一日百五十円とか二百円くらいの形になる。それから出てくるものはむしろそのままであつて、税金をそれから納めない。他方ではそれに対して普通の形で競争しようとする者が出てくる。そうすると戦前に対して工業が二、五倍見当までになりました状態のもとにおいては、全体のままでとはいかなくても、局部的にそういったものの正常化をはかつていくということは、法律的にもやらなければならぬ状態にまさに私どもは直面しつつあるのではないか、それを遷延するということは少し施策としてはおくれすぎることではないか。だから直ちに一律的な最低賃金まではいかなくても、やはり家内労働法も作り、ある程度~~取~~雇用についてはけつきりした措置をとつて、そしてどうしてもそれでやっていけないというものについては失業対策をやる。あるいは社会保障をやる。こういうことは、ともかく一千億円も三十二年度には三十一年度に比べて、われわれは減税をしてもらうのですけれども、たくさん税金を払

う世の中になつておるのですから、その程度は政府もお考えになつてはどうか。
三六
并竹省や企画庁もどういつた面には努力していただきたいと、個人として私はそ
う考えております。

○滝田委員　私も稲葉さんと一緒に賃金問題にずっと取り組んできたのですが、労働
者の立場からこの審議に参画してきて、政府の言われておる事は、この間の労働
問題懇談会の答申案をまとめようとしたときに、経済的、社会的条件がまだ整つ
てないから、最低賃金制度を今直ちに実施することは困難であるという政府の態
度を大臣から表明されたわけでありまして、その態度については、経営者側の日経
連の代表も大体同じ観念に立つて、やれるところから業種的に、輸出産業を中心
として考えたらいいではないか、こういう考え方のようですが、今稲葉さんもお
っしゃつたように、われわれ労働者の立場から見ると、国の全体的には増大してきてお
向の中で一番問題点になつてくるのは、失業者が非常に質的には増大してきてお
るのではないか、労働者では去年は雇用が大ぶふえた、ふえたと言つておられる

けれども、あれは生産部門だけではなくて、非常な不安定な形において生産部門に吸収せられておるか、あるいはオミタ部門の非生産的などころに雇用が増大しておるといふか、こうですから、数字だけを見て、これは経済が非常によくなつたから、雇用が非常に安定しているといふことはなかなか言えないのではなからうか。そういう点を考えておるわけですが、今の賃金格差という問題では具体的な数字を、金子さんもしらっしゃるからよく御存じなわけですが、五百人以上の事業場の従業員と、三十人以下のところの従業員と比較すると、賃金は四〇%前後なんです。半分以上の数字です。五百人と百人くらいの企業を比べれば、それが六割くらいに縮まってくる。こういう形が果しているのかどうか。農村からいろいろな人たちが工業労働者になってくる場合に、中小企業、零細企業の労働者は、経営者の立場からは安いところを採つた方が、それはその方がよろしいでしょうけれども、賃金以外のものは一切市場価格で買われておる。それに労働者の賃金だけは無制限に下げていくという傾向、これを果していいものかどうかい

うことが労働者にとっては、最低賃金をどうしてもこらで一本筋を通さなければならぬという要求になつて出てきてあるわけです。今稲葉さんがおっしゃつたようないろいろな問題もありますけれども、他の一切が市場価格であつて、労働者の賃金だけには何らの保障がない。それがだんだん拡大してくるといふと、労働者の中でも問題を引き起すし、それから健全な経済の発展の観点からいへば、もしここに最低賃金という一本筋を通す形になれば、それを払い得る単位の企業というものが合理化され、整理されていくのではないか。その場合には国際的な不当な競争も出てこないのではないか。こういう点でわれわれは朝鮮、ブームのあの日本の経済がやや好転しかけるときに、こらで拵つていかなければならぬのではないかという考え方を拵つておつたわけです。それから昭和二十五年から二十九年の四年間にわたつて、中央賃金審議会で三十六回にわたつて会議を開いて、日本の賃金の分布を詳細に調べて、非常に各専門員も勉強に勉強を重ねて、昭和二十九年に中央賃金審議会の答申案というものを政府に出したわけですが、

その答申案が四業種というものにしぼられて、まずここに根拠を置いて、最低賃金の問題に取り組んでみるべきである。取り組んでみた結果、最低賃金というものは、日本の実情に即してどういふふうにやったらいいかという足がかりを作るであろう。こういうふうを考えておつたのです。ところがそれがいろいろな政治的制約を受けて、労働省の関係者も、それをあまり促進する者はちよつとにらまれるというほどじゃないかもしれませんが、われわれから見ると、どうもにらまれて外へおっぼり出されたような感じも受けたいではないくらい、その答申案はたなざらしになりました。そして今日になって、やはりこれはやらなければいけないという時期になってみると、今度はそれが全く無視されて、別の観点から今度はやられてくる。そういうことが、この日本の経済の発展期において、経済がもつと健全化されねばならない重大な時期に、非常に立ちおくれになってしまったような実情のように思ふのです。しかしこういう最低賃金制の問題を家内労働法と関連させて、人口問題、雇用問題全体に関連させていくときに、労

拙者の考え方が統一されておるかという点、私はここで言いたいことですが必ずしも統一されておりません。私は労働組合の立場でも総評と違つた全労会議の立場におる者ですから、ここに総評の代表の原口君が来てみるとよく親交がわかるのですけれども、最低賃金、あるいは雇用の安定を考える場合に、最低賃金の突額、あるいは国家の制度として保障するようなことを考える場合に、国民経済との関連をどう考えるかということが、ほんとうは労働組合の中にも非常に大問題であるわけです。最低八千円というような紋切り型のかっこうで、果して今の日本の経済が大手術をしてやれるようなことが可能であるかどうか、そういうことを主張することによつて、むしろ最低賃金制がおくれていくのではないか。こういう考え方を私とも持つてゐるわけです。それを四角四面に出してくる労働組合の主張とぶつかつて、むしろ最低賃金の実現というものが相手側から攻撃される材料になるといふことがあつて、最低賃金制は確かにおくれてゐるようと思ふのです。だからここで賃金という問題を考えると、国民所得、国民経済の伸びと

タイアップしたような、国民経済の力とどういふ関係にあるかということが労働組合の中にも十分認識されて、そこに統一された意思が出てこない、どうもこの問題は実際問題として処理しにくいところにきておるわけです。私ども労働者としてこういう席上で言いにくい事柄ですけれども、しかしさつくばらんに申し上げないと、この責が明確にならないわけです。それで雇用の問題については賃金だけを論じていいかどうかということも、今はまだ疑問であります。というのは、今最低賃金制をしく、それから比較的雇用が安定している国々においては、労働時間を一体どういふふうに分けた方がいいのか、国民全体の総労働時間をどういふふうにわけたらいいのか、この労働時間と賃金との調和を考えぬと、雇用という問題は解決しないのではないかと私は思っております。これは単に工業労働者だけが労働時間が長いのではなく、国民全体の時間に対する生活態度が非常にだらしない。御承知のように、こんなでために商店が長く営業している国もありませんし、それに従つて家庭生活もでたらめになつてくるというような傾

向のときに、最低賃金というふうな、経済に一本筋を入れると同様に、労働時間と雇用との関係をどうするかということもやはり総合的な見地から考えないと、雇用対策のほんとうの根本的なものにならないのではないかと、こういうことも実は考えてみているわけです。私は審議会にはあまり出席しておりませんので、その経過と若干違つた問題を取り上げたこととなるかもしれませんが、今最低賃金の問題が出たついでに、労働組合の内部の問題とそれを実現可能ならしめるためには、今申し上げたようなことも総合的にやはり考慮を払つていかないと、うまくいかないのではないかと、従つて最低賃金の問題については今八千円といふ六千円といわれておりますが、昨年の経済の伸び、たとえば貿易あるいは国民所得の伸び、こういうものと比べて賃金がどうなつておつて、そして工業労働者だけに代つて、農村の経済との関連をどうするかということ、広い意味の国民所得と国民経済との関係において、最低賃金制というものを早く実現されることをいろいろな審議会で一っ取り上げてもらいたいものだと思つておるわけです。そし

てやはり猶予期間を置いて、雇用の際の条件として法律的に制約するものがあつて、たとえば雇用後三年目には六十円ではなくちやならないというような猶予期間を置いて、その期間が過ぎたらそれ以下で雇つてはいけないということに考えたらどうであるか。今労働省からそんなことは監督できないと言われる。監督できないということになれば、今の労働基準法だつて監督できはしません。全事業所を回ると、監督官全部を動員しても七年くらいかかるそうです。そういう事情です。完全には実施されなくても、猶予期間を置き、あるいは雇用の条件にしていくということによつて、不当競争ないし経済的発展がなされる。と同時に労働所内も雇用の一対策として考えてもらいたい。こういうのが、いろいろな審議会へ出て、私も労働組合の立場から考えておる問題であります。

○村上労働省総務課長　お答えいたします。結局非常にむずかしいことを申し上げて恐縮ですが、法律でやるということになると、それを法として守らうという一つの規範意識も必要だと思ひます。法として守つていこうという規範意識が労使双

方にあるということが根本であると思ひます。しかしそれを法律として發行して
いく場合に監督が必要である。立法には必ずといつていいほど監督機關が付隨し
ておる。これを等閑に付するわけにはいかないという意味で申し上げたのですが、
そういう意味で、また最低賃金という問題の所在すり中小企業においては知つて
ないところもかなりあるのが事實ではないかと思つたのです。そして業者協定によ
る最低賃金を大いに普及し、宣伝していく過程におきまして、中小企業でも何た
かここにむずかしい問題があるようだと。だんだん最低賃金という
ものに対する関心を深め、そのうちに法律かできたならばこれを守らうという規
範意識もだんだん成熟してくるのではなからうか。そういうことも考えさせられ
るわけで、あながち監督できないからという、消極的な監督手段の面からだけ申
し上げておるわけではございませんので御了承願ひたいのであります。

○北岡専門委員　ただいま稲葉君並びに滝田君からも発言がありましたけれども、私
は二尖において労働省側の態度がいいと思つたのです。オ一尖は、監督なんか基準

法だつてやつていないじやないかというお話でありましたけれども、あの基準法はアメリカさんが作ったのです。日本の労働省ならあんなものは作りませんよ。アメリカさんが作ったからあんな実行できないようなものを作ったので、日本の政府が作る以上は、やはり大体できるといふものを作りなけれはならぬ。そうしますと、全労はどういうお考えを発表しておられるかしりませんが、大体穩健なように伺つておりますが、かりに総評となりますと八千円です。六千円しか助けない者はやめてしまえ。そういうようなことをいつても六千円しか助けない者は八千円の生活保障をやるといふならいいのですけれども、生活保障は五千円だ、文句を言つておるよりは六千円でむ付きたいというのが普通の人情ですから、八千円といったものは行われなれと思ふ。オ一に行われなれし。オ二にそんなに大規模な失業を出すのだという最低賃金法は世界中にないと思ふのです。これだけやつても失業は出ないだろう、出てもこうなるとかいろいろ設備を改善したらいいだろうとか、これはこれだけ吸収できるとか、これはどうするとか、いろいろ

な対策を講じまして、結局失業が大して出ないという見通しをつけて最低賃金を
実行するので、これには、ここにございますように、稲葉君も多少それに近いと
おっしゃいましたけれども、とにかくそんなものはじやまになるからやめたらど
うだ、健全な産業のじやまになるからやめたらどうだといったような最低賃金の
考え方は社会政策の常道ではないと思うのです。だからやはり労働省が実行でき
るということ、失業を本さひいということ、この二点を指算理念として最低賃金
を考えていらっしゃるのは正道なので、その線で行かれるのがいいだろうと私は
思うのです。

○滝田委員 今北岡先生はアメリカカソンが作つたと言われますけれども、それは憲法
論議みたいになるかもしれませんが、憲法とは関係ないわけですが、大体労働基
準法の骨子はILOできめた国際的な基準に骨子が置かれておると思いますから、
あながちアメリカの政策であって日本の実情に合わない、それゆえに日本の労働
基準はもつと低くてもいいのだということころへすぐ拵つていくのはどうかと思う

十 八
は

のです。たとえば婦人の地下作業、深夜作業の禁止、あるいは原則として一週間に四十八時間の労働、こういった基本的な問題は少くとも近代国家といわれる、特に日本のように加工工業的な輸出関係に重きを置いていかなければならない国柄では、特に国際的な水準ということを考慮に入れていかないと、われわれがいろいろな立場から外国の指導者を招いて見せたときに、どうしても国際的な労働条件の水準が問題になる。そのときにわれわれは、日本の経済の実力、あるいは国民生活の水準がこれほどであるからこれはやむを得ないのだ、こう言い切つて言いわけをするわけでありませう。だから私は日本の経済の実情の許す限りにおいて国際水準に寄せるという法律的な措置、あるいは行政的ないろいろな政策を推進していかなれるのは当然のことではないかと思つてゐるのです。まるきり合わないものであつてもいけないうけれども、今実際には大企業は基本法の中から漏れてしまつて、ざるの水みたいになつてゐるわけですが、しかしそれがあることによつて、かなり中小企業が合理化され、あるいは合同組織的に育成されて

きている。そういう建設的な面も見のがしてはならないのではないか。そういう面から観念的に主張はいたしませんけれども、あれはすべて日本の実情に合わないもので、アメリカが押しつけたから悪いというふうには実は考えていないわけです。それからあるいは政府関係あるいは審議会等に希望いたしたいが、またそれを絶えず主張しながらなかなかいれられないのは、日本の場合統計資料が非常に不完全だということです。そのためによけい混乱を起しておるのではないか。それは特に国際関係においていえるのではないか。日本の賃金ベースを見るときに、みともくそむ一錯にして、賃金水準やいろいろな数字をはじめ出す。そのために発表の数字が非常に相手方を刺激し、いろいろな問題が起ってくる。だから二府県以上にまたがつておる産業とか、あるいは輸産産業についての資料は別個に出すとか、アメリカだつてそれくらいの配慮を払って、対外的な資料を発表しておるわけです。そういうような不完全な、非常にあいまいなものを対外的に発表することによって、よけい問題を引き起しているように思うのです。これは

この審議会が将来いろいろな統計資料をつき出た潜在失業者の場合においても、定義なりあるいはしほり方が明確でないために、問題をさらに複雑にし、あるいは惹起するおそれがありますので、今後各数字を算出される場合には、もう少し内容を吟味されて、それを基礎にしてやりませんと、間違つたものと間違つたもの、条件の悪いものと悪いものとを寄せ合つて、非常に妙なものができ上る形勢がありますので、この点は今後この審議会において、当然考えていたいただきたい。由題だと思っております。

○稲葉専門委員　ぼくはどちらかというところ、この決議案の方向に並いので、北岡さんにちよつと申し上げたいのです。

まずオ一に、先ほども申し上げましたように、零細企業の中で、去年、私、裁縫に關係したのですけれども、たとえば綿紡一つとりましても、十大紡、新紡、新々紡とありますけれども、経営採算の面において、必ずしも十大紡がいいとは限りません。それから一万錠以下のものにはいたしましたけれども、率からいえば、十大

筋以上にもうかっているものが相当多い。それから才ニに、ここにも載っておりますけれども、たとえば機屋さんが一日十四時間働いて三千円、こういうたようなケースが案外多い。もう一つの問題は、都市の家内工業なんですけれども、これは税金も払わずに一日百五十円とか二百円、そのかわり工場に行かなくてもいい。こういうたようなケースが案外経済の発展そのものにとつて、ぼくはむしろマイナスになると思う。ぼくはちよつと滝田さんと違ふところは、日本の国民総生産に占める国民消費の比率は決して低くない。大体日本で今六二%です。イギリスの七。%に比べれば低いことは低いのですけれども、西独が五五ないし五七%です。それだけ蓄積に対する余力は安定した形で持っている。だから賃金部門の中でできるだけ合理化をはかるといふことについて、二年ぐらい前に、私がおの方の賃金上昇を少しあきらめて下に回したりどうだといったようなことを言う根拠にもなったのですが、下の方は、ここまで来たのだから、何とか上げてやりたい、その趣旨には別に北田さんも不賛成でないと思うのです。才ニに、もう少

し極端にいえば、内職しているのをやめさせて、そうして一日百円、二百円という。どうしてもそれだけ要するという人は、その仕事をやめさせても、むしろ生活保護でカバーするということの方がいいんじゃないか。そういうふうには決議文で一律の最低賃金はいけなけれども、ややそういつたようなところへ業種別、地域別にも考えてもいいんじゃないか、こういうふうには思うのですが、これも御反対ですか。

○北岡専門委員　どうも論争になりましたが、危田さんに申し上げますが、私は国際労働の基準に日本の労働条件を上げろということとは三十年来の主張であつて、その後微動もしてないのです。常に主張しているのです。しかしながらその点でなくて、今申した点は、アメリカさんは、実行できないとぼくらが言つたものを、なに言つてゐるんだといった調子でやつた。たとえば農業にまで労働基準法が適用されている。農業、牧畜業、それから旅館の女中といったものにまで労働条件の制限がある。全国でも九割九分まで違反しているだろうと思ひます。実行すると

いう気魄もなければ、労働省の基準監督官に聞いても、これは手をあげています。旅館の文中に、何時に起きたか、何時寝たか、その向何をしていたか、こんなことを一々監督できたものでない。やろうという気もない。大きなところは別ですが、これども、ごく小さいところにまでやろうという、こんな、いかにも実際に合わないものをむりやりに押しつけたのであります。こういうことは日本の政府ならば私はできないと言っているのです。日本の政府が立法するなら、やはり多少、そんなに完全に行われるというわけでも、大体これなら行われるという目的をつけなければ、現在の基準法のような旅館の文中まで適用範囲に入れて、行われなくてもいいといったような立法はできない。

それから今の稲葉さんのお話ですが、程度問題ですが、あまりひどいもぐりのようなものは他の企業の健全な経営のじやまになる。しかしあなたのおっしゃった業者の例は、そういうように最低賃金をやっても中小企業はやっていけるといふのが論拠で、これではできません。つづいてしまふのだ。こんなものはスクラッ

プにしてしまうのだということではないと思う。私はやはり経済政策なり社会政策というものは、これは失業者を出すんだといったようなそんな最低賃金の考え方はないと思う。あまりひどいというものはやめなければならぬ。むぐりのよくなものはいけなないのですけれども、現在生活保護法で保護をもらっている人で、何にもしてないという人はほとんどないという。みなやはり百円とか、仕事をしているかだそうです。これをとめることができないというのだね。同様にまた、失業者で失業保険をもらっている人でも、何も働いていないかという。そうではない。労働省で調べたときに、失業保険をもらっている人で何も働かないというのは一割しかなかったそうです。九割は何か働いている。だからかりに、ぼくはそんなことはできないと思います。けれど、かりに八千円の最低賃金を政府がやっても、ぼくはやはり、ひまなとき何もしないでぶらっとやっている人は、おそらく日本にはなかりうと思ふ。やはり九割か何割か知りませんが、大部分は仕事をするのです。これを禁じてまわるということは、おそらくぼくはできない

いだらうと思うのですね、だから私は財政的な点から申ししましても、実行といふ
点から申ししましても、人情という点から申ししましても、そんな、賃金の低いやつ
は最低賃金をきめて失業者にしてしまうのだ、失業者を製造するといったような
最低賃金制というものは、日本の国情に合わないというのが、私どもの大体の考
え方です、

○永井会長 本多さん、人口問題研究会の決議の起業者として、何か労竹省にお聞き
することがおありでしたらどうぞ。

○本多専門委員 労竹省の方には申し上げることはありませんが、北岡先生の御発言
について一言申し上げます、この決議で最低賃金制度をとることつまり失業者
を出すんだと、そういうことを目的にしてあたかもきまっていることのようにお
っしゃいますけれども、はたしてそういうことがどこに書いてあるかを御指摘願
いたいと思います、とにかく具体的に八千円とも六千円とも書いてない、むしろ
やり得る可能な限度で、とにかく経済の発展が雇用の面でかえって悪循環が起る

のを防止するつつかい棒として、どんなに低くてもいいから、できるだけだけの程度で最低賃金制度というものを原則にまず確立して、そうしてその上で順次にいろいろの他の施策と合せて、だんだんとその水準を上げていこうじゃないかということがはつきり書いてあるつもりでございます。ほかの委員の方の御意見も大體間違いないだろうと思えます。その点大へん誤解されているように存じますので、一言申し上げておきます。

○北函専門委員　この要旨の方を見ますと、「最低賃金制度その他の諸方策の実施によつて当然に顕在失業化されるレズ々とあつて、失業者ができるということとは当然だということが書いてあると思ふ、それから最低賃金水準については、ここに「少くとも個人として独立に勞働力の再生産を保障するに足るレズ々、勞働力の再生産ということとは私どもあまり使わない言葉ですが、普通の言葉でいへば生活賃金です、生活賃金ということとは、やはり少くとも独立に個人として、家族の世話にならぬで、個人が独立に生活できる賃金は八千円だということだ」と私は思

う、もう一つは、八千円というのは、これを書いたのはだれか知りません、お役人だろうと思いますが、お役人は大体日本では総評ですから、総評の八千円をいつても、そんなに苦しいものでなからうと思うのです。その三矣、それから総評はなおその上に生産性向上反対ですから、私はこれだったら失業者ができると思う。それは総評の意見で別に政府の意見じゃないでしょうから、政府の高官が総評じゃないのだから、私は八千円ということを進めているわけではあるまいし、また生産性に反対するわけでないと思えますけれども、究極観念をはつきりしますれば八千円、われわれはこれはむちやくちやな大きなものだ、これは金がかからなければこんなことはできるものでない、そうでなくても、モデルートな全労ぐらいの考え方にしまして、私はまあ困難だろうと思う、私が言いましたことの基礎はここにあるので、決して荒唐無稽の空説ではなからうと思う。

○沢田委員 私ちよっとお尋ねしたいのですが、北岡委員のおっしゃることを承わり、それからせんだつては書きものをお返し下さつて拜見したのですけれども、北岡

さんは、今の原案にあります制度が実行されると失業者が非常にふえると言われる。ただいま本多さんから承りますと、そういうことは考えていないので、失業者は出ないと言われる。ここに非常に大きな痛きがあると思う。それからいまま一つは、北岡さんのこの面お回し下さいましたものによりますと、失業者ができたときにこれを社会保障によって救済していく。その失業者は北岡さんのお考えでは非常に大きなもので、それを政府が社会保障によってまかなっていくということ。これは、非常に大きな国家財政負担なくしてできることではない。この二つの兼ねから、どうもこの原案に御反対のように承わったのですが、どちらかほんとうなんでしょう。失業者が出ると言い、出ないと言う。それをはっきりさしていた。だから、なかなかできませんし、かりに本多さんのおっしゃる通りに失業者が出ないとする。しかし、こういう大きな広い面を相手にすることですから、失業者は出ないものとして立案されても出てくるかもしれない、出てきたときには北岡さんのおっしゃる通りに、これを社会保障で保護していくが、保護していったときに国家負担

担がどういふことになるか、北岡さんの提起された問題に対しても一つ御説明を願いたいと思います。

○永井会長　その点につきましては、いずれ審議の本論に入りましてから、よく覚えておりました、皆様方の御意見を伺うことにいたします。きょうは村瀬さんの御意見を伺うつもりでありましたが、中座されましたので、だんだん時間がたちますから、農林省の方のお話を伺いたいと思います。

○橋農林省調査官　私は、農林省の大臣官房の調査官をいたしております橋であります。本日の会議に私どもの方から局長なり官房長が出席いたすは、すでございましたけれども、国会の方の出席で参りかねますので、私から簡単に申し上げますことをお許し願います。

非常に大きな問題でございますし、今までこの審議会でいろいろ御研究になりました。経過なども十分承知いたしておりますので、見当違いなことを申し上げます。ることがあるかと思いますが、その点お許し願いたいと思います。

潜在失業対策によつて全体として産業構造を高度化していく、しかも雇用の増大を中心としながら産業を再編成して高度化しつつ潜在失業の対策を立てていくという方向は、私どもとしては非常にけつこうな方向だろうと思ひます。この決議案にも書いてございますような、全国民経済の徹底的な再編成によつて潜在失業問題の解決をはかつていく、その解決をする際に、少くとも国民経済の前途がかえつて潜在失業層を肥大させることのないような強かな措置をとる。この方針としてはまさにその通りであると思ひます。その具体的な方策として最低賃金制ということかまずオ一に取り上げられているわけでございませうけれども、これも一般論としては当然進むべき方向でありまして、農林省としてその方向に対して異存はありません。具体的にそれを実施に移す移し方によりまして、今いろいろ御議論になつておりますよふな、失業君が出るか出ないか、あるいはどの範囲のものを対象に取り上げていくか、方法論としてはいろいろ御議論もありませんし、それのやり方を誤まつて過激な方法をとりますと、場合によつては一部に失

業者が出て、それがかえって農村に対して、農村の包摂すべき潜在失業人口といつたようななかっこうで、さらに農村の負担を増すというふうな危険がないことはいないと思いますが、その点につきましては、そういう危険のないように、ここに書いてありますように、かえって潜在失業層を肥大させることがないようにといふふうな配慮も十分にとられつつ、慎重にその実施の時期なり方法なり対象なりにつきましては、いろいろと研究すべき課題があるかと存じます。私どもその具体的なことにつきましては十分に勉強もいたしておりませんので、具体的な意見を申し上げることのできませんことを残念に思いますけれども、方向としてはこういうことでけっこうであろうと思ひます。その際に、その対策を援護し、かつ最低賃金水準を上昇させていくために農業生産の近代化政策を強かに推進せよというその御意見も、方向としては、まさに農業生産を近代化してその有機的な構造を高めていく、資本を投下していくことによつて生産性を増していく、これもまさにわれわれのねらつてゐる方向と合致するものでございまして、審議会の御

意見としてこういう方向をとつていただくということは、非常にけつこうなことであると思ふのです。ただその場合に、国民経済的採算に合わないような従来の保護政策を再検討せよ、農業の離脱過程にある階層に対しては、農家として保全するよりも、むしろ別途の救済方法を講ずるようにならねばならないことが書いてございませうけれども、今までの農業政策としての農民に対する保護政策というものが、現在の農村なり農業の置かれております情勢で、自力で資本の蓄積がなかなかできないというような状態から、どうしてもその資本の蓄積をある程度国の財政融資というふうなものの助けによつて促進していかねばならない。そういう必要から農業に対する保護がすつと従来とられてきたわけで、現在でも、その内容は変わりますけれども、保護政策というものは続けられているわけでございませうが、これが必ずしも国民経済的採算に合わないというふうに一般的に断定されることにはつきましては、個々の政策として、そういうものが絶対にないということとは申せないと思ひますし、その裏では、われわれとしてむだいに反省し勉強

する必要があると思ひますけれども、現在でも農業と他の産業部門間の賃金の格差というものは、むしろ増して行くような傾向にあるという点から申しまして、今までの政策が農村なり農民に対する不利なる保護であるということは一、必ずしも申せないのではないかというふうな感じを拵つております。ここに書いてありますような農業生産の近代化ということを経進していきなすためには、結局農地の土地改良なり、農業に対する機械の導入といったようなことが主体になつてくる。そういうような資本を投下して生産性を一層高めていくということによつて、農業生産の近代化というものが達成されるだろうと思ひますが、そのためにはどうしても相当な財政投融资を今後ともさらに兼ねていく必要が相当長期間にわたつてあるのではないか。この考え方が、農業の近代化政策というものが非常に安上りのものであつて、農業に対する保護政策をやめれば自然に近代化されていくというようなことのために、それによつて浮いた国の資金を公共事業なり失業対策に振り向け得るといふような前提でこういう議論がなされてゐるのだとす

れば、そこいら辺はちよつと問題があるのではないかというふうな、これは私の
読み違いであればけっこうなんですが、感じがいたすわけであります。

農業の離脱過程にある階層に対してもう少し別な方向を考えたらどうか、それ
は一つの大いに傾聴すべき御意見だと思ひます。経済の進歩に従つて当然農業か
ら離脱していくものを不当に農業にかかえ込んでいく、それによつてかえつて農
業の中の問題の解決をおくらせていくということは避けなくてはいけないと思ひ
ますけれども、そういうふうな、ここに書いてあります離脱過程にある階層とい
うのは、零細な兼業農家というふうに考えられますけれども、そういうふうなも
のが農業から離脱しようとしてなかなか離脱しきれないというのは、一つにはそ
の農業外の収入から得る所得が農業から離脱し得るに十分なところにはどうてい
なっていないということが一つの原因になつてゐる。これかもし最低賃金制度と
いうものが所期の効果を収めて、こちらの所得が十分に増して未得るような条件
が整つてくれば、ある程度自然に離脱し得る部面があるかと思ひます。それを左

だ放っておけば、保護をやめれば離脱するというふうには簡単には参らないうしろ
うというふうな気がいたします。ただやめるのでなくて、公共事業なり社会保
制度を強化するんだということがここに書いてございませうけれども、それが今の
国の財政規模なり何なりから考えまして、どれくらいの規模でどれくらいすみや
かにそういう対策が立てられるかということによりまして、今の離脱が可能であ
るかとかということか条件づけられるのではないかというふうに思うわけでご
ざいます。

もう一つは、そういうものが離脱しようとしてしきれないという状況にある一
つの原因は、やはり農業生産の、農業労働の特殊性と申しますが、季節的に非常
に労働のピークがある。そこで全体としては過剰就業になっていても、そのピー
クを、ある程度の労働力をかかえていないと、なかなか凌ぎきれないという面が
あって、これはむしろ農業内の事情から、なかなかそういう階層が農業から離れ
きるまでに行っていないという事情もあるかと思ひますが、こういうものに対す

る解決も、やはり土地改良とか農業の機械化というような、農業に対する資本を
投下していくことによつて結局解決していくほかないのではなから、だからやは
り農業の近代化を進めるといふことによつて自然に解決の方途がとられていくこ
とになるかと思ひますので、そういうふうな農業の内と農業の外とのそれぞれの
条件を解決しつつ、こういうような農業の離脱過程にある兼業農家を逐次整理し
ていくことが必要だと思ひますけれども、ここに書いてありますような緊急対策
といったようなかつこうで、緊急対策という言葉の意味にもよると思ひますが、
何年間で一気に解決に向うといふような問題でないので、むしろ農業全体の基本
的な問題として、着実に長期にわたつてそういう近代化を進めていく、その進ん
だ速度に従つて逐次そういう階層の問題が整理されていくといふような過程をた
どるのがむしろ解決の方途ではないか、それを急速にやります場合は、かえつて
一部のそういう階層が、逆に顕在失業若化するといふような逆の効果を生み出し
てくる心配があるのではないかといふふうな気がいたすわけでございます。

それからもう一つ、これは順序が前後いたしましたけれども、最低賃金制度と並びまして、家内労働法の制度ということがうたわれておりますけれども、家内労働法についてあまり知識がありませんので、十分に意見を述べることはできませんけれども、こういう最低賃金制度の支えになるような意味での家内労働法というものを考えました場合に、中小企業と同じような家族労働である農業経営というものと、家内労働法に支えられる一極のそれ以外の中小商工業者といえますか、そういうものとの間のバランスなり関連というものをどうふうに考えていくか、そこいら辺にもいろいろ考えなければいけない問題があるのではないかと、これも私、結論を持ちませんので、むしろいろいろお教えいただきたいという点で、問題だけ申し上げますけれども、そういうような感じを持っております。

その他いろいろ非常に広い範囲にわたって御議論がありまして、影響するところも多いと思ひますけれども、今は簡単に私どもの感じておりますことを一、二申し上げまして、一応農林省としての意見といたしたいと思います。

○ 沢田委員　ちよっと今のお話で、私、聞きそ二なったかもしれませんが、農業生産の近代化、農業の機械化、これは農業生産の見地からけつこうなことが、これのやり方いかんによつては、かえつて機械化のために労力を必要としなくなつてきて、潜在失業者をふやす結果になるという話、そう了解していいのですか。

○ 橋農林省調査官　今申し上げましたのはそういう趣旨ではございませんでしたので、機械化なり土地改良で農業の近代化という方向をたどると思ひますが、それによつて農業の生産性が高まつていく、どうすれば一方において、今おつしやいましたような過剰労力というものが出てくるという効果はあると思ひますが、一方におきまして、ここにも書いてあつたと思ひますが、農業部門におきましては、労力人口のうち農業労力に就業しております人口の割合が、本来あるべき姿以上に高い、結局それによつて皆が非常に能率の悪い労力に従事しながら、やつと生活を支えるだけの農業所得をあげているという実情が、生産性が上ることによつてさういう労力人口の割合がもつと正常な割合まで下つていくという効果、

農業の生産性が高まることによつて、そういう条件が生み出されるといふ効果は一方にあると思ひますので、そういうことによりまして、一方個人当りの生産性が高まることによつて、就業労力が減つていくものをカバーしていく。全体として農村の包容し得る人口は必ずしも減らない、少くとも短期にはそういう方向が打ち出され得るし、また打ち出されることが必要なのではないかといふふうに考へているわけでございます。

○永井会長 那須さん、問題を一つ整理して下さい。

○北岡専任委員 私、農林省の方に伺つては悪いから、那須さんに伺つておきたい。

ここに、国民経済的採算に合わないような従来の保護政策を再検討するとあるのですが、ひよつとこれだけ詭むと、大体農業の保護政策というものは、全部とは書いてありませんけれども、大体国民経済的採算に合わないように見えるのですけれども、灌漑とか土地改良、開墾、干拓、これらはみな個人の農家がやれば採算に合いませんから、国が莫大な援助をする、これはわかっているのです。個々

の農民は採算に合わないからやれない。しかし国民経済的に、広く全体を考えた国民経済的にはこれはいいのだ、国民経済的に採算が合うのだという考えで、こういうふうな土地改良、開墾、灌漑、耕地整理ということをやっているだけでは、この国民経済的に採算が合わないのだけにとどまらず、しきたりではない、農村は保守党の地盤で政治の力が強いから国費を使うんだとか、むしろ社会事業のためにやるのだとか、こういう考え方でやっているのですか、どちらですか、それをも一つ那須さんとこの機会に伺いたいと思う。

○本多専門委員　ここに「国民経済的採算に合わない」とある言葉がだいぶ問題になりましたので、これは字句が悉いために誤解が起ったと思いますので、その実を先に飛び入りで弁解しておきます。この点については、前回の会議のときも石井先生から御指摘がございました。山中先生が一応お答え下さったのですが、この場合に、国民経済的採算に合わないということが一番問題にしました点は、日本の米価なり農産物価格なりが国際的に割高ではないかということなんです。たと

えは米が、内地米というものは独占商貨だとしてしまえば別向題でございますけれども、くさい外米は別にしても、準内地米と比べましても、私あまり詳しい数字は存じませんけれども、準内地米の輸入価格の二割方高いのではないかと思っております。そういう国際的な割高が結局賃金にも影響し輸出貿易にも影響して来る。そういう大局から見ても米価を合理的な形で下げたいという、つまり押しつけの低米価政策でなくて、農業生産を近代化することによって、そういう国際的な割高を修正する。そういう形で国民経済的採算を合理的なものに直したいという考え方が一番根底になつてゐるわけでございます。そのためにここにも近代化ということをやつたつてある。そのためには当然過小なる農家の階層分解ということも、もつと進めなければなりませんから、そのための零細兼業農家の整理ということも課題に上つて参ります。その場合に、そういう零細兼業農家の組織というものを、農林省あるいは農業政策だけに現在のよゝうに委しておかないで、むしろ国家全体の立場から考慮して、農業政策とそういう産業構造の再編向題と

を合理的に二元化していく。ここに「政策を合理的に二元化する」と書いてあるのはそういう意味で書いてあるのでありまして、必ずしも現在の農業政策が徹底的な採算に合わない保護政策であると言っているわけではありません。多少誤解がございませうけれども、非常に文章がまずかったですので、そういう趣旨でございませうから、どうか御了承願いたいと思います。

○那須委員　ただいま本多さんから御説明があつたので、あるいは北岡さんに私がお答えする必要が消滅したのかもしれませんし、またお答えするとすれば、私よりも橋さんの方が適当な地位におられると思うのであります。私が存じている限りにおきましては、在末農林当局が北岡さんの御指摘になりましたような大規模の灌漑、干拓等々の事業を始めるところを推奨され、これに対して国として直接間接に保護の手をのべられましたときに、これらの事業が採算のとれないものだとするの御説明はなくて、国民経済的見地からすれば、これはりっぱに成り立つものである。ただその収益の率というものが、必ずしも他の方面の工業であるとか

商業であるとかいう方面に投資された資本と同額には違しないかも知れませんが、これはしかし工業にしても商業にしても、それ自体の内部におきまして、やはり非常に収益率が違ひがあるのであります。たまたま農林当局が考えられてゐるものは、高い収益率の工業よりは低いかも知れないけれども、しかし非常に低いものに比べればかえつて高いかも知れない。少くとも預金の金利内外のところには行くくらいの見込みのもとに、そういう計画をお進めになつていた場合が多いのではないかと私は承知している。ただしそういうような見直しをもつて始められた事業であるといつても、必ずしもその全部がそのような結果はもたらさない。若干のものは予期にはずれた結果をもちまして採算がとれなくなつたといふようなことは、これはむしろあるのであります。ことに戦後非常に大規模に行われました一種の内地植民、山田の在来見捨てられていた土地に新しく農民を植えつける、これは一種の失業対策として行われたのであります。必ずしも全部が採算のとれる仕事としての計画ではなかつたように思ひますし、またこれら

の仕事の中には、事実割合に事業としてみますと成績の思わしくないものがあるようにも私は承知いたしておるのであります。私の考え方が間違っておりまして、橋さんから御修正いただきたいと思います。

それからいまいつ、米価が国際的の価格よりも高過ぎるから、これを合理的に低めることを考えよ。本多さんの御説明は、おそらく生産費を低下するようないろいろの処置を講じて、そうして米価が低くなつても農家が困らないようにしようことをねらつておいでなんだと思ひますけれども、その限りにおいては、私は農林当局といえども必ずしも強い反対はお持ちでなからうと思ふのです。ただし今の生産費はそう下回らないうちに、すぐに国際価格並にするということが妥当であるやいなや、ここには農林当局としては特別の御意見をお持ちだろうと思ふ。私は農政当局ではありませんが、戦後の米価を見ますると、終戦後しばらくの間は、むしろ国際価格を下回つていたと思ふ。日本の農民は安くお米を提供することを要求していた。これはある意味において国際価格並の米価を要求いたしま

すと、それは消費者に非常な脅威を与え、日本の国民経済全体の発展を阻害した
ろうと思ふのです。それかりいま一つは、戦時中に商工業方面は爆撃であるとか
いろいろなこと、かなり資本を失っている、農業者の方はそういう被害がなか
ったのであります。かえって逆に、戦前の莫大な負債を解消することができた。
こういうような有利な立場にありました。がために、ある意味から言うと、国民の
各階層が犠牲をある程度平等に負担して、そうして手を携えて国民経済全体の再
建に邁進する、そういう大きな視野から見ますと、やむを得なかったことではな
かろうかと思ふのです。ですから理想といたしましては、本多さんのおっしゃる
ようになることが望ましいとしても、すぐに米価が国際市価よりも安いから価格
を高めなければならぬ、あるいは高いからすぐにこれを低めなければならぬ、こ
ういう短気な結論を出されることはいかがであらうか。私は最近における日本の
いわゆる神武以来と称せられる国民経済発展の有力なる一つの要因といたしまし
て、米価が安定している、そうして農民階級の購買力というものがしっかり維持

されている。これが日本の商工業者にとって非常に安定した大きな国内市場を確保することになっている。この安定した大きな国内市場と、それから国際貿易の発展と、この二つが相まって今日の日本の経済的好景気を果たしてあるのであります。そういうふうを考えて参りますと、米価の問題も、単に国際市価よりも高いから不利だというその面ばかりを見て簡単に結論を出すわけには参らぬのではないかと、こうも考えている次第であります。

それから、今申し上げましたこととまた別個の問題といたしまして、これは先ごろも私申したことであります。日本の国民経済が十分就職の機会をのほさないう場合に、日本の家族制度なり社会慣習からいたしまして、当然失業者化するべき部分の人が農村の過剰人口となる。こういう事実が今までずっとあつたのであります。そういうことを考えますと、非常に農業経営が合理化し、それから個人主義が徹底しておれば、農村においてもそんなものは引き受けない、おつほり出す。そうしてそれに対しては国が失業対策として莫大な費用を投じなければならぬ。

それらを農村にどういふ分子がしわ寄せされて、そうして文句なしに農村がかかえ込んでいゝる。その大きな犠牲を考えますと、かりに若干の農業者に対する保護の費用を国が投じたといはしても、これは失業対策費を農民が出してゐるから、肩がわりしてゐるから、それの一部を補償したので、こういうような理くつもつけられる面もあるのではないか、こゝも考えられます。ただしその際に、いくら農業者を保護するといはしても限度があつて、この前に申し上げましたように、農村に農業を片手間にやつてゐる一反、二反というような、わずかばかりの土地を耕つてゐる、そうしてほかに仕事があればいいけれども、ほかの仕事がなくなつたときには、その狭い農地に大部分依存する、こういうような階層ができました場合に、また現にありまゝですが、そういう階層の全生活を農業によつて保障するといふことは、これは無理なことだと思つてゐるのであります。それで農業保護政策といはしても、これは農家としてりっぱにそれで立つていける階層、あるいは一時的に国民経済の不況であるとか、いろいろなしわ寄せによつ

て、一時は苦しいかも知れない、その苦しいときに国家が手をのべて支えてやれば当然自立できる、そういう階層を目標として、いろいろな農業保護の施策はとるべきであつて、そういうような階層は、おのずから農家としましては、小さい兼業農家を加えた平均よりも上にあると思う、人によりましてはそれを富農と称する、一町歩ぐらゐの農家を富農というのは、これは国際概念に全く一致しないことでありまして、二町歩以下はどこへ行つても小農です、日本は世界的に小農である一町歩ぐらゐまでも富農と称し、これに対して略農を大いに奨励して国家がいろいろそのために援助の手をのべると、これは富農政策であつてけしからぬ、こういう攻撃が一部から出る、この攻撃をする人は、一、二、三、の、農業ではとつてい自立し得ないような人を、農業政策によつて自立し得るようにしろという、ようなことを暗に考えておいでになるのではないか、もしそうであるとする、私はこれは農業政策というものを不当に拡大して救貧政策に拵つていつてしまふのでありまして、それははなはだおもしろくないことだと思つております、農

業政策を将来その方向にまで押ししていくようなことがあるといたしましたならば、私はそれには賛成いたしかねますし、おそらく農林当局もそういうことはお考えになつていないだろうと推察いたすのであります。間違つてゐることがありません。ならば、橋さん、どうぞ御修正を願います。

○橋農林省調査官　今の那須先生のお話で私の申し上げたいことは尽しておりますので、特につけ加えることはないと思つて、今の一反、ニ反の農家につきましても、那須先生がおっしゃいましたと同じような考え方をしているわけでございます。すけれども、ただそういう農家に対して、今ただちにそれを全然無視して放り出すということは、現実の問題としてできません。それに対してやはりある程度生活が立っていくようなことは考えなければなりません。これが産業政策の分野は逸脱して、むしろ社会政策の面に入つてゐる、あるいは政食政策の面であるという御批判は受けるかも知れませんが、それは結局、そういう政策抜きでも、そういう農家——それは農家といふのがむしろ間違ひなんで、農家にあらざるもの

が農業を片手宙にやっていると、段階がかわりませんか。そういうものが自立できる体制ができるに従って、当然それはそちらの方にまかすべきものであらうと思ひます。そのためにここに社会保障制度なり、生産なり公共事業の拡大というところが提案されているのだと思ひますが、そういうのがどれほど効果的に実施されるかということとの関連において、当然そういうものが農業政策といひますか、農林省の保護政策の対象から、それとの関連において、その保護の程度が薄められていっていいのらうと思ひます。われわれは、放り出してみればあとはどうにかなるというようなことには、今すぐにはちよつといかないのじやないかというやうな感じを拵つてゐるわけでありませう。

○稲葉専門委員 私、今の農林省のおつしやつた意見と違ふ意見を持つておりますので、一つ御質問申し上げたいのです。この決議案の内容も、農業に対してどういふやうな考え方かということば、実ははつきりしてないわけですね。それからあなたのおつしやつたことも、あまりはつきりした方針がないやうな感じがするの

ですが、私の印象は、おそろく国の政策もそうなんですけれども、と二 当分農業から人口離脱はできぬだろう、だから今程度の米価政策、保護政策、あるいは公共事業その他の政策、それから税制というのは、やや上り目にはやっつけていきたい、その間に商工業の方は自力をもつていくから、だんだん減っていくということは先になるだろう、だから今までとつてきた国の農業政策や農林省の方針は正しいんだ、
そういったような考え方のように思うのですけれども、それはどうですか、

○ 橋農林省調査官 今のお話、ちよつと了解しにくかった力でございしますが……。

○ 稲葉専門委員 さきになれば、だんだん工業や商業の方に農業人口が移動していくかもしれないけれども、当分はやはり米価政策も統制も、いろいろな増産政策、
そういつたものもやはり続けていかなければならぬ、そうしないと、やはり急激な変化が起つて国民経済上マイナスになる、さきにはだんだん農業の人口が移るけれども当分はやはり移らぬという建前で、むしろ農業自体の生産力を増加していく、それに対して国家資金を注ぎ込んでいく、場合によっては保護政策も強化

していく、こういったようなことを国の方針としてとらねばならぬとお考えにな
っているのかというのです。

○ 橘農林省調査官　　そうでございます。

○ 稻葉専門委員　　そうでしょうね、ほくもそう思う、ところでそれに対してほくはや
はり問題があるのではないかと思うのです。この点は那須先生にお聞きしたいの
ですが、やや極端に申し上げますと、大体三百六十円レートがきまつたのは昭和
二十四年ですね、現在まで三百六十円レートが維持されているのですけれど、
その間に米の生産者価格は二倍になっている。パリティならまだいいのです。し
かりパリティ以上に、毎年政治米価というものが日本で成り立っているのですね。
そうしていやだいやだといつても、しまいには消費者米価というものもそれに追
随して上つていかなければならぬ。今後たつてそういう傾向が起つてくる、しか
も農林省御発表の平均生産費は、販売米については大体六千円ですね、そうして
販売米に投入された労働時間を都市の平均賃金で計算して大体八千円です、それ

をさらに三割ぐらいおまけをして、今の生産者米価を作っている。それで農民がうるおわれて購買力を持たれるのもいいけれども、富農とはいえないけれども、農業の生産費がそういうふうなことになるという限りにおいては、そうであつても下の方は維持はできないので、上の方にはかえって超過利潤が出ています。そういうふうな形で、むしろ今の農業を維持しなければいかぬといったような農業政策そのものが、ある程度下層の人々の保護と称する保護政策が下層の人々の転落といったようなことを招来してはならないか、招来しているという二とを意識的にしないで、かえって下層の人を維持しなければならぬためにおれたちは保護政策をとっていくんだということは、どうも矛盾でないか。

オニ矣として、国民経済的に見て、もしもそれが有効な投資であり、労働力の吸収に役に立つとするならば、多少農業投資を落して他の投資へ移っていく、それに対して政府が責任を持つといったようなやり方は悪いのか。

オニに、ほんとうに農業が、保護政策をしてうまく維持しているというなら、

今の税制に対して農林省は正しいと思っておられるのか、さらに今の公共事業や国の資金というものをほんとうにはじめに再生産や維持のために使われているのか、こういったようなことがよくはやはり立証されなければならぬと思うのですけれども、どうもしかし見ていると、そういうような印象は非常に少ない。あまりにも政治的だと思うので、それに対してはどういうようにお考えになるかということを書いていただきたい。

○那須委員 今の稲葉君の御質問は私に対してご指摘いますか。

○稲葉専門委員 そうです。

○那須委員 質問がはなはだ多岐にわたっておつたので、全部申し上げることはできないかもしれませんが、第一の米価の今のきめ方が妥当と考えるかどうか、あまりに政治的にこれがきめられているのではないかという御質問に対しては、私も実は同様の感じを拂っており、ただし生産費につきましては、平均の生産費が六千円だからというお話がありました、平均の生産費をカバーするだけ

の米価では、いわば半分の米作が不利になるわけでありますから、米作の維持、いわんや拡大ということは非常に困難になってくるだろうと思ふのです。そうかといつて、最高の限界生産費を保障するというのも、これも不可能でありましたよう。また最高の限界生産費は幾らかということを計算したり、とんでもないことになると思ふ、そこで、もつぱら商品として米を販売しているその農家の相当の部分が生産費を保障されるというところを見当にしなければならぬと思ふ。それは平均生産費以上だろうと思ふ、しかし今のパリティ計算による米価の決定というものはそれとは別途の見地から出てきているのでありまして、ああいうような考へ方は、ある特定の時代においては私は存在の理由があると思ふのであります。あ、あれを恒久化するということについては、どうも私どもも十分に納得し兼ねる。ことにパリティ計算と称しながらも、実は政治的の勢力関係によりましてかなりそれが動かされているのでありまして、これは私は米価なり今日の米穀の管理制度については、相当思い切った改正をした方がいいのではないかと考へて

おります。

そればかり、そういうようなとにかくいろいろ疑問のあるところの米価を高く維持することが、かえって小農に対して不利益を与えているのではないか。こういう話は、米穀生産者でない、また販売すべき米を持つていない、逆にそれを購入している小農に対して不利ではないか、こういう御質問だろうと思います。米だけに限る限りは、そういう小農は消費者としての立場に立つておるのでありますから、他の都市の米穀消費者と、それに関する限りは同じ利害關係を拵つだろうと思ひます。ただし農民の一員として、他の大多数の農家が米穀の販売者であり、そうしてその米価がある程度高く維持されることによつて、農村の経済全体がうるおっている。そうしていろいろな仕事も出てくる。その余沢をそういう小さな米の購入者である農家が受ける場合もあるだろうと思ひますし、ですから米の高いことは、米を買っている小農にとつては常に不利だという簡単な結論は出てこないのではないか、こう考へるのです。

それからもう一つ、國が農業方面に財政投資をするよりも、もつと有利なほかの産業とどんどん投資して、そうして國民經濟全体を發展させて、そうして農村のいわば過剩人口もそつちに吸収し、農業がもつと生産性の高いものになり合理化されるようにした方が、残っている農民にとつてよいのではないか、こういう御意見でございましたが、これも程度問題でありまして、具体的に今数字を持つておりませんが、私は農業者の預貯金というものがかなり他の方面に回っていると思ふ。今日では農民も株を買いますし、農業者の農業以外への投資が相当多くて、むしろ農業自身が資金に枯渴している。こういうような当事者の不謹慎というか、浅慮のために起つたような事態があるとすれば、それを國のようなものがある程度カバーするということはしてもよろしいのではないか、こう思います。

以上三矣お答えいたしました。なお橋さんから一つ、私と違ふ意見、あるいは足りないところは御補足願います。

○橋農林省調査官 大体那須先生がお述べになりました、同じことなんです、今の

米価がさういう非常に小さい農家に対して不利にわたる面があるということはおつしやる通りの面がありました、その点は事実の面があると思います。

政治的に非常に高くつり上げられている。これはいろいろな見方がございますし、ある面でさういったことも、過去においては必ずしもなかつたとは申せないと 생각합니다。

それからまた米価のきめ方につきましても超還供出の報奨金とか、さういったものについて、結果において稲葉先生がおつしやつたような効果がある面において出て参つておつたということは、否定できない面があると思いますが、米価そのものが全体として高過ぎる、あるいはパリテイ米価という考え方自身がおかしいのではないかというふうには、私も必ずしも考えておりません。ただ米価の由題は政治的にもいろいろ議論になつている問題でございまして、ちよつと私自身、農林省はこうだということや、簡単には申し上げる立場にございませんで、その他の点も大体那須先生がおつしやつたような考え方をとつているわけで

ございますけれども、やはり農民というものがあれだけの大きな人口を占めてお
りまして、それが他の産業に資本を投下することによつて、その他の産業の雇用
力が増大すれば、農業の過剰人口がそつちに吸収されていく。基本的にはそうい
うようになればけっこうでありますか、だから農業は放つておいてもいいではな
いかというわけには参りませんで、そういうものが急に他の産業に出ていけない
というのが実情である以上は、やはりそれだけの農業従事者の所得水準が他の
一般の国民の所得水準とある程度バランスのとれたかつこうで発展していくため
に、農業の生産力が他の産業とあまり劣勢にならないような、バランスのとれた
かつこうで生産性が上つていくというのが、やはり国民経済としては望ましい姿
ではないか、そのためには今とられております農業の保護政策というか、そうい
うものが決して過大であり過重であるとはいえないのではないかというのが、私
どもの考えておりますところであります。

○永井会長　それでは予定より少し早うございますか、おつかれでもありましたようし

今日はこれで終りたいと思います。労働省と農林省のお方のお話、まことにありがとうございました。大へん有益なお話を承りました。

それでこの次の予定であります。月末か来月の下旬に通産省と経済企画庁当局のお話を伺います。もう一回来月中ぐらいに建設省と文部省事務局のお話を承りたい。それでヒヤリングは打ち切りまして、その上でこの総会を那須さんの司会しておいでになるオ一節会の方へ移しまして、そこで起草委員なども選んでいただくような運びにいたしたいと考えております。

今日は長時間まことにありがとうございました。

午後 三時 三十五分 散会

(終)